

## 平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第7回）議事録

■日時 平成31年3月20日（水）午後3時39分～午後4時02分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

町田第一部長、奥委員、齋藤委員、谷川委員、堤委員、寺島委員、平林委員、森川委員

■議事内容

審議

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

⇒ 大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、大気汚染、騒音・振動及び景観に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第7回）

速 記 録

平成31年3月20日（水）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午後 3 時 39 分開会)

○真田アセスメント担当課長 大変お待たせいたしました。それでは、始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会委員 11 名のうち 7 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、第一部会の開会をお願いいたします。

なお、本日傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○町田部会長 承知いたしました。

会議に入ります前に、本日は、今事務局からお話がありましたように、傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○町田部会長 傍聴人の方は、傍聴案件が終了いたしましたら退席されても結構です。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、その他となっております。

それでは、「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、本日の資料 1 ページ、こちらをお願いいたします。

資料 1-1 第一部会審議資料、環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議についてでございます。

事業名称は、中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業でございます。選定した環境影響評価の項目は 7 項目で、ご覧の項目でございます。このうち、大気汚染、騒音・振動共通、そ

れから景観については意見がございまして、これらの意見については後ほど御説明させていただきます。

続きまして、選定しなかった環境影響評価の項目は10項目でございまして、ご覧の項目でございまして。これらの項目については、特に意見はございませんでした。

続きまして、都民の意見及び周知地域区長の意見でございまして、別紙のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

まず、意見書等の件数でございまして、都民からの意見書はございまして、周知地域区長からの意見が2件でございまして。

周知地域区長からの意見としましては、まず江東区長でございまして。こちらについては、選定した項目全てに意見がございまして。

まず、大気汚染です。区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されている。また微小粒子状物質(PM2.5)は減少傾向にあるものの、環境基準を達成できたのは近年のみである。工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や搬出入関係車両の通行に伴い、排出される大気汚染物質についての環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努めること。ついては、低公害型の工事用車両の採用、教育・福祉などの公共施設及び集合住宅付近を走行する際の運行管理など、環境保全のための措置を図ることという意見でございまして。

続きまして悪臭ですが、こちらは工事の完了後、不燃・粗大ごみの処理過程において発生する臭気の抑制に努めることという意見でございまして。

騒音・振動は、環境影響評価調査計画書記載のとおり、江東区東雲2-5の湾岸道路は、昼夜ともに騒音・振動について環境基準を上回っており、施設周辺及び関連道路について、工事施工中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、工事完了後における施設の稼働やごみ収集車両などの走行による影響を適切に評価し、発生抑制に努めることという意見でございまして。

土壌汚染は、工事施工に伴い発生する建設発生土や建設泥土による土壌汚染が、生活環境に影響を及ぼすことのないよう、工事の施工中の計画地や運搬土壌からの土壌の飛散を適切に予測し、飛散防止対策を実施することにより、周辺環境の保全に努めることという意見でございまして。

景観は、本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条

例及び江東区景観計画を踏まえたものとされたい。東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議するように努められたいという意見でございます。

右の3ページへ参ります。

廃棄物でございます。新設処理施設の設置に伴う廃棄物、特に不燃物の選別精度の向上により、最終処分割合の削減効果などにつき、計画時点でどのように予測、評価をしているのかを明記されたい。既存処理施設を稼働しながら計画建築物などの建設工事を行うため、工事の施工中は既存処理施設の稼働に伴い発生する廃棄物も踏まえた上で、予測・評価されたい。また、工事の施工中は既存処理施設の稼働に影響が生じることがないように十分配慮した上で、当該事業を実施すること。工事施工中に発生する廃棄物のほか、工事従事者などの飲食による生ごみ・器などについても、発生抑制や資源としての有効利用を図り、ごみ減量に努めることという意見でございます。

温室効果ガスは、新設処理施設では、最新機器の導入により、廃棄物処理量当たりのエネルギー消費量の削減を図っていると考えるが、計画時点でどのように予測、評価をしているのかを明記されたい。

P171の表8-28にて温室効果ガスの予測事項を「施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度」とし、予測方法を「施設の稼働に伴うエネルギー（電気・都市ガス等）使用量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする」としているが、整備工事中の工事用車両や建設機械などから排出される温室効果ガスについても考慮し、温室効果ガスの排出を極力抑制する対策を取り入れた施工計画とすることという意見をいただいております。

続きまして、大田区長からの意見でございます。

本件環境影響評価調査計画書によると、工事期間中の関係車両の導線として、城南島内に所在する臨港道路を経由し、工事区域までのアクセス計画が示されている。当該道路は、城南島を経由し、中央防波堤外側埋め立て処分場及び大田市場が存在する東海を結ぶ臨海部の広域幹線道路であり、平時より一定の時間帯において慢性的な車両交通渋滞が発生しているとともに、当該整備事業に起因する工事用車両の往来により、さらなる交通負担が発生することで、城南島に所在する企業の活動に支障を来すことが懸念される。

については、当該整備事業に係る関係車両の工事区域へのアクセス計画などについて、大田区臨海部や内陸部にできる限り負担がかからない混雑緩和措置を講じること。また、供用開

始後においても、最大限の環境保全措置に努められたいという意見をいただいております。

これらを踏まえまして、1ページへお戻りください。

以上を踏まえまして、選定した項目に対する意見ですが、大気汚染、騒音・振動共通でございます。計画地周辺の交通量は、周辺の開発による影響を受けると考えられることから、予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を評価書案において詳細に記載することとしてございます。

また、景観は、計画地周辺では海の森水上競技場及び海の森公園が整備中であることから、これらの整備状況を考慮し、必要に応じて調査地点を追加するとともに、眺望の変化の程度について予測・評価することとしてございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 それでは、ただいまの説明につきまして、項目を担当されている委員から何か補足することございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

それでは、谷川委員お願いします。

○谷川委員 基本的にここに書いてある内容のとおりですけど、特に江東区のほうからいろいろ廃棄物に関する意見もちょっと出ているところがありますよね。それとの関係もあるんですけど、今回実際に施設をつくるところのアセスとは若干離れてしまう可能性あるんですけど、そもそも、この計画をする前提として、前文のほうにいろいろ書く内容として、ごみ処理計画当然作っていると思いますが、この粗大ごみ、それから不燃ごみの量が将来どのくらいかという予測というのをきちんと評価書案のほうにおいては書いていただくということが一つ、都民にわかりやすい評価書案のためにも、この事業の必要性をきちんと説明する上でも、もう少しわかる範囲で記入していただいきたいということが1点あります。

それから、それに関連してですけども、129 ページのところにごみ処理状況、いろいろ書いてあるんですけど、この中でわからなかったのは、破碎とは何を指すのかが、よくわからないところです。で、表の6-44のところの注を見ますと、「焼却は、破碎処理ごみ施設及び搬出先の清掃工場処理した量である。」というふうに書いてあるんですけど、では、この焼却の中に破碎した物が含まれているというふうに理解できますので、この表の中の破碎の意味、それがちょっとわからなかったものですから、図書の中にわからないものがあると、図書全体の信頼性というのが、きちんと書かれていても都民の方から見ると、これはどういうことかというのがわからなくなりますので、そういった内容について、きちんともう少し評価書案のほうでは精査をしていただいて、一組さんのほうでは理解できる内容であっても、

前提であっても、図書を初めて見る方にとっては非常に見にくいものでないようには是非していただきましたということ」、その2点がございます。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

今の点について、事務局いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 谷川委員、貴重な御指摘、御意見ありがとうございます。

今いただきました2点、御指摘につきましては、次の評価書案に向けての反映、これについて調整を進めてまいります。

○町田部会長 ほかに御意見。

どうぞ、堤委員お願いします。

○堤委員 温室効果ガスの担当をしておりますけれども、今回、江東区長から意見をいただいています、ごもっともな御意見というふうに思いますので、事業者のほうにお伝えいただいて、次の評価書作成までの間に少々時間があるかと思しますので、最新機器の導入、どういった機器を導入するのかというような選定、施工方法の詳細、工事の詳細等も進んでくると思しますので、評価書案のほうに盛り込んでいただければと思っています。

○町田部会長 ありがとうございます。

今の、いかがですか。

○森本アセスメント担当課長 ありがとうございます。こちらの江東区長からの意見、温室効果ガスに関しての最新機器の導入、それから施工方法の詳細をという御意見をいただいたんですが、今いただいたことにつきましては、事業者のほうに伝えまして、できる限り評価書案のほうに反映されるよう調整を進めてまいりたいと思います。

○町田部会長 どうぞよろしく願いいたします。

ほかに、御意見、御質問等ございましたら。

齋藤委員お願いします。

○齋藤委員 土壌汚染についてですけれども、基本的に、この図書に書かれている内容は法と条例等に基づいてやっていただけのことですので、大きな問題はないと思うんですけれども、もともとの地歴というか、その土地のもとになった埋め立て物についての記載が十分でないというか、これから調べられるということだろうとは思いますが、それで、地歴についてはぜひしっかり調べていただいて、法と条例に従って行っていただくということ、予測評価を行っていただくことかなというふうには思うんです。

もう1点ちょっとつけ足すとすると、この図書の中に地歴を調べますと、状況によってしっかりと調査をしますということで、調査地点が図に示されていて、これでよいのかなと思うんですけども、特に深さ方向の話は余り出ていなくて、例えば、いったん埋め立てた後、植栽なんかで土を入れたりとか、いろんな情報、それも含めて地歴なのかなとは思いますが、深さ方向の調査がどうされるのかという情報は出ていないように思います。

ですから、そういった点、地歴の調査をしっかりとやっていただいて、何がどういう形で埋まっているのか、必要に応じてやられるということですから、調査をされるとしたら、その情報をしっかり評価書案のほうには記載をしていただきたいと思っています。

これが基本的なお願いです。

あと、さらにちょっと進めて言うと、やっぱりアセスメントのこの条例の中ではこれに基づいてしっかりとやっていただいているんですけども、地歴の情報がある程度ないと、結局調査の手段の確からしさをこの時点でなかなかコメントしづらいんですね。アセス法上しようがない、条例上しようがないのかもしれないですけど、地歴の情報はできるだけこの計画書の前に集めていただいて、調査をする必要があるのかどうかという、それがどこら辺にありそうかという情報がないと、なかなか判断ができないんですよ。

この後、評価書案の段階で、例えば調査をする必要があって結局調査をしましたという結果が出てきても、そこからまた改めてですがこの調査も必要じゃないかという話をするのは非常に難しくなるので、手前の段階でできるだけ判断ができるように、アセス法上、条例上、地歴の調査が後になっている状況ではあるけれども、可能な限り早目に情報を得ていただいて、それを含めた形での調査計画書をつくっていただくような形にしていきたいと思っています。これは要望です、ちょっと超えた要望ですけども。

○町田部会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見いただきまして、いかがでしょうか、事務局。

○森本アセスメント担当課長 貴重な御意見をありがとうございます。

まず、冒頭のほうで御指摘いただいた地歴の件、それから調査地点の深さ方向の件ですか、この点について、まずはこれは事業者のほうに伝えまして、次の評価書案のほうでできる限りの反映ということで調整を進めてまいります。

それから、調査計画書の段階でということで、できる限りという、それもごもっともな面もあると思いますので、以後この点についても留意してまいりたいと思います。

○町田部会長 ありがとうございます。ほかに御意見はありますか。



森川委員、お願いします。

○森川委員 悪臭についてですけれども、ちょっと公害に関する苦情という一覧が計画書のほうに出ているんですけど、それなりに件数もあってどんなものが対象だったか、似たような施設が対象でこんなにあるのかというところとか、それともそういうのはないというようなのも、わかるといいのかなと思ってます。

それで、やっぱり今の場所だと何も周りにはないんですけども、将来的に海の森公園とかできたときに、近くにあってどういう影響があるのか。もちろん評価対象項目なので、そのところはしっかり行うんですけども、そういったところはちょっと気になる場所ですので、よろしくをお願いします。

○町田部会長 どうぞ事務局。

○森本アセスメント担当課長 事業者からは、江東区の悪臭の件数、今回こちらの調査計画書に記載いただいているんですけども、正確なところ、江東区の悪臭の件数の内訳については江東区で集計いただいているものということなので、これについては把握はできていない状況ということです。ただ、清掃一組の清掃工場等への悪臭苦情件数というのは、昨年度の実績で申し上げますと2件ということで、清掃一組への悪臭苦情、この2件のうち中防不燃、江東区の清掃工場、新江東清掃工場、それから有明清掃工場とあるんですけども、これへの悪臭の苦情はないと伺ってございます。

○町田部会長 ほかに御意見あるいは御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

何点か、大変貴重な御意見等いただきました。どうぞ事務局、よろしく御対応のほどお願いをいたしたいと思います。

それでは、ほかに御意見がないようでございますので、引き続き総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、本日の資料4ページをお願いいたします。

資料 1-2「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）でございます。読み上げさせていただきます。

#### 第1 審議経過

本審議会では、平成31年1月22日に「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。そ

の審議経過は付表のとおりである。

付表については、右の 5 ページにございます。

続きまして、第 2 審議結果でございますが、こちらは先ほど説明させていただいたものと同じ内容ですので、読み上げについては割愛をさせていただきます。

続きまして、第 3 その他でございます。

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告をいたします。

本日予定しました審議は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にないようですので、これで第一部会を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後 4 時 02 分閉会)